

別紙 1 介護報酬告示額

令和 8 年 6 月 1 日 基本料金（1 か月あたり）

(単位/円)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
2 割負担	6,900	13,944	20,916	30,740	44,718	49,354	54,418
3 割負担	10,350	20,916	31,374	46,110	67,077	74,031	81,627

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

(1) その他加算

介護職員処遇改善加算Ⅱ（ロ）	介護報酬（加算を含む）×18.3%	介護職員の処遇改善を図り、より質の良いサービス提供を実施するための加算
看護職員配置加算（Ⅱ）	700 単位／月	常勤の准看護師の配置がある事業所にのみ算定（要介護者のみ）
訪問体制強化加算	1,000 単位／月	訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を 2 名以上配置し、延べ訪問回数がひと月あたり 200 回以上であるなど、登録者の在宅生活を継続するための体制を強化した場合に算定（要介護者のみ）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 単位／月	介護従業者の総数のうち勤続年数が 7 年以上の者が 30%を超える場合に算定
科学的介護推進体制加算	40 単位／月	事業所のすべての利用者に係る情報を情報システムに情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用しケアの質の向上を推奨する
総合マネジメント加算（Ⅰ）	1,200 単位／月	個別サービス計画書を多職種協働で作成し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位／月 (6 か月に 1 回)	介護職員が健康状態について実施可能なスクリーニングを行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供する。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位／月	介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算
特別地域加算	介護報酬単位に 15%の加算	離島や豪雪地帯など、介護サービスの確保が著しく困難であると認められる特別地域等において、要介護者に対する介護サービスの確保に貢献する事業所を評価するための加算

（２） その他 該当者に加算されるもの

初期加算	30 単位／日	登録した日から起算して 30 日以内の期間または 30 日を超える入院後、再登録した場合 30 日以内の期間について算定
認知症加算（Ⅱ）	890 単位／月	認知症に関する研修を修了した職員を配置し、認知症の症状の進行の緩和に繋がるケアを提供 認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方 (要介護者のみ)
認知症加算（Ⅲ）	760 単位／月	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方 (要介護者のみ)
認知症加算（Ⅳ）	460 単位／月	要介護 2 で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱの方 (要介護者のみ)

（３） 自己負担分

- 食事の提供に要する費用 朝：347円 昼食575円 夕食523円 おやつ100円
- 宿泊に要する費用 1泊 3,000円
- おむつ代 実費
- 日常生活費 実費
- 交通費 サービス提供地域を越えて、送迎若しくは訪問サービスを利用する場合、かかる送迎費若しくは交通費について利用者と相談の上費用を決定します。